

2026年度(令和8年度)

松永浄化センター外スクリーンしき搬出業務委託

実施設計書

福山市柳津町一丁目外9か町地内

業

1. スクリーンしき搬出業務 ～ 一式  
産業廃棄物
- ① 新浜ポンプ場スクリーンしき搬出 ～ 年 5 回
  - ② 中央ポンプ場スクリーンしき搬出 ～ 年 1 回
  - ③ 中継ポンプ場等スクリーンしき搬出 ～ 年 9 回
  - ④ 松永浄化センタースクリーンしき搬出 ～ 年 21 回

務

2. 廃棄物運搬先  
株式会社中国開発 尾道市西藤町志村75-132

概

要

# 仕 様 書

- 1 業務名称 松永浄化センター外スクリーンしき搬出業務委託
- 2 業務場所 福山市柳津町一丁目外9か町地内
- 3 業務実施 業務実施期間は契約日から2027年3月31日である。
- 4 対象施設

松永浄化センター	福山市柳津町一丁目地内
新浜ポンプ場	福山市松浜町三丁目地内
中央ポンプ場	福山市東川口町一丁目地内
大門中継ポンプ場	福山市大門町五丁目地内
鳳第3ポンプ場	福山市伊勢丘八丁目地内
坪生中継ポンプ場	福山市坪生町四丁目地内
木之庄中継ポンプ場	福山市西町三丁目地内
神島中継ポンプ場	福山市山手町五丁目地内
明王台第1中継ポンプ場	福山市明王台二丁目地内
明王台第2中継ポンプ場	福山市明王台四丁目地内
- 5 定義
  - (1) スクリーンしきとは、対象施設へ流入する汚水中に含まれる夾雑物をスクリーンで除去したものとす。
  - (2) スクリーンしきは、産業廃棄物（汚泥）である。
  - (3) スクリーンしきの搬出先の産業廃棄物処分業者は株式会社中国開発（尾道市西藤町志村75-132）とす。
- 6 業務内容
  - (1) 新浜ポンプ場から排出されるスクリーンしきは袋積み、中央ポンプ場から排出されるスクリーンしきはバラ積み（ホッパー積込）とし、産業廃棄物処分業者へ搬出する。
  - (2) 中継ポンプ場等（大門中継ポンプ場・鳳第3ポンプ場・坪生中継ポンプ場・木之庄中継ポンプ場・明王台第1中継ポンプ場・明王台第2中継ポンプ場）から排出されるスクリーンしきは袋積み、神島中継ポンプ場はバラ積みで、各施設を巡回収集し産業廃棄物処分業者へ搬出する。
  - (3) 松永浄化センターより排出されるしきはバラ積み（ホッパー積込）及び袋積みとし、産業廃棄物処分業者へ搬出する。しきホッパーのカーテンの高さは地上から2.5mとする。

7 搬出回数は次のとおりとする。また、業務の実施日程については、発注者と受注者で協議し決定する。

- (1) 新浜ポンプ場のスクリーンしきは5回/年。
- (2) 中央ポンプ場のスクリーンしきは1回/年。
- (3) 中継ポンプ場等のスクリーンしきは9回/年。
- (4) 松永浄化センターのスクリーンしきは21回/年。

8 廃棄物の処分費

- (1) 産業廃棄物処分業者に搬出した産業廃棄物の処分に要する費用は、発注者が支払うものとする。

9 注意事項

- (1) 搬出時は荷台をシート等で覆い、積荷及び汚水が飛散しないようにすること。
- (2) 作業中・作業後は積荷箇所、搬出車両等常に清潔に保つようにすること。
- (3) 施設の運転状況などにより搬出回数は、仕様書より増減することがある。その場合は、最終業務後に精算するものとする。

10 受注者の責めにより生じた損害は受注者の責任により賠償すること。

11 特に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令規則等に従い、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

12 提出書類は次のとおりである。

- (1) 対象施設と産業廃棄物処分業者所在地の区域を満たす、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- (2) 産業廃棄物管理票（発注者支給品）
- (3) 計量表（産業廃棄物処分業者等発行のもの）
- (4) 緊急連絡体制表
- (5) 業務委託完了通知書（毎月報告、完了時）
- (6) その他、発注者が特に必要と認めるもの

13 本仕様書は、仕様の大要を示すものであるため記載のない事項であっても、自然付帯するものは全て契約金額の範囲内で履行すること。

14 発注者は、毎月の提出書類に基づき検査を行うものとする。

15 委託料の支払

- (1) 委託料は、実施した業務に対して毎月支払うものとする。
- (2) 受注者は、前項の規定による検査に合格したときは、所定の様式による請求書を速やかに発注者に提出しなければならない。
- (3) 発注者は、前項の請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。



別表1 委託する産業廃棄物の種類及び運搬先の事業場の所在地

産業廃棄物の種類	運搬先の事業場の所在地
汚泥	尾道市西藤町志村 75-132

(産業廃棄物管理票)

第4条 発注者は、受注者に産業廃棄物の収集運搬を委託するときは、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を必ず交付するものとする。

(業務報告)

第5条 受注者は、毎月の業務を実施したときは、遅滞なくそのことを発注者に報告するものとする。ただし受注者は、産業廃棄物の収集運搬は産業廃棄物管理票の写しを発注者に送付することにより業務終了報告に代えることができるものとする。

(業務の一時停止)

第6条 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたとき、または生じる恐れがあるときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。

2 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

(収集運搬料金)

第7条 受注者は、毎月の業務を実施したときは、収集運搬料金を発注者に請求するものとする。

2 発注者は、産業廃棄物の運搬業務の終了を産業廃棄物管理票の写しで確認後、発注者の定める支払い方法に基づき、受注者の請求する収集運搬料金を受注者に支払うものとする。

(情報の提供)

第8条 発注者は、委託する産業廃棄物を適正に処理するため、その産業廃棄物についての必要な情報を、受注者に示すものとする。

2 受注者は、本契約に係る産業廃棄物の収集運搬の許可を受けた都道府県知事等から行政指導を受けた場合は、当該指導を受けた年月日及び内容を書面により、遅滞なく発注者に通知するものとする。

(契約の解除)

第9条 発注者又は受注者は、本契約の各条項のいずれか又は廃棄物処理法及び関係法令の規定に違反したときは、本契約を解除することができるものとする。

2 発注者及び受注者は、相手方が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合には、相互に催告することなく、本契約を解除することができる。

3 発注者又は受注者から契約を解除した場合において、本契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

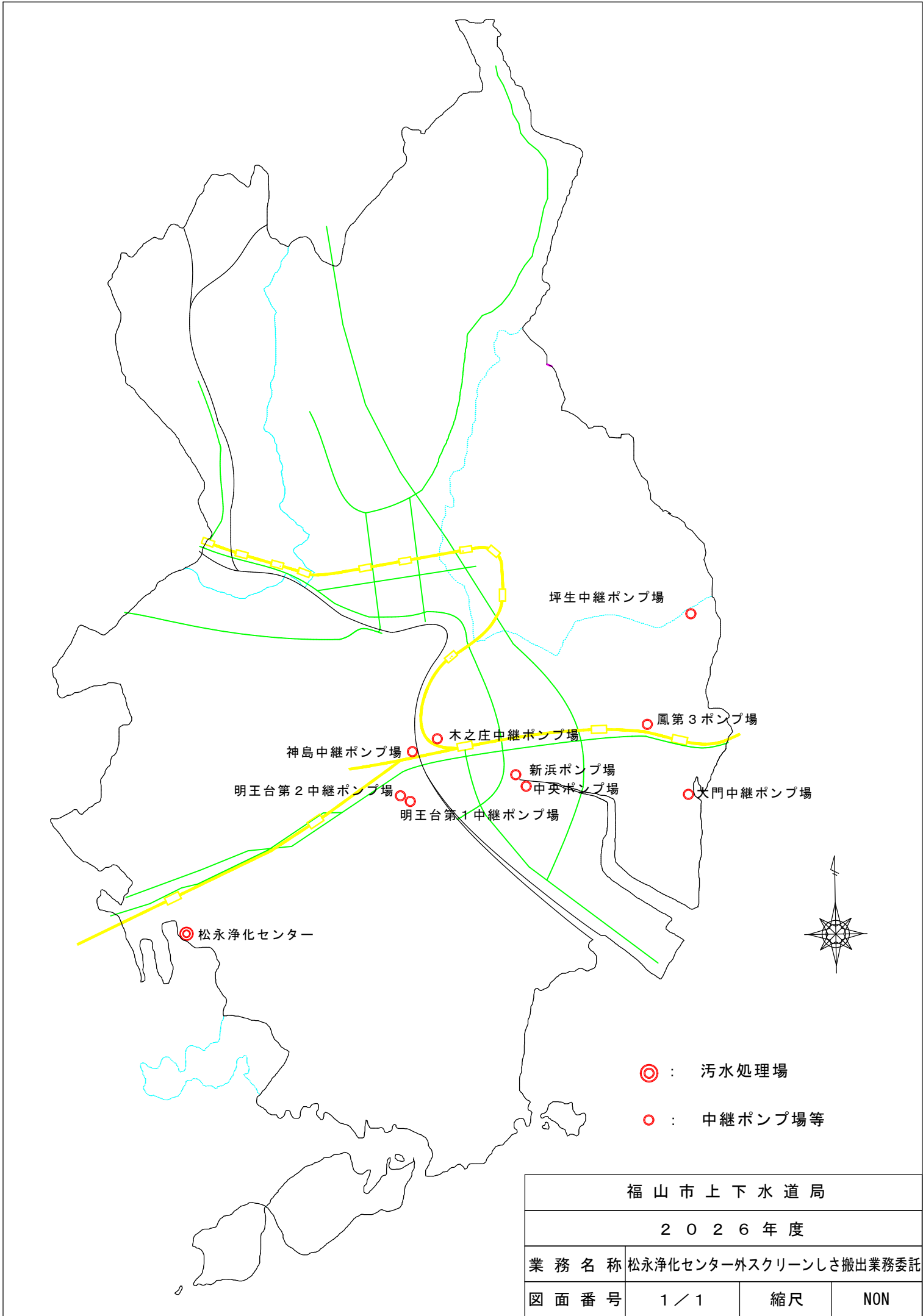
(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者の事業場に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。



本 業 務 費 内 訳 表								
費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価(円)	金 額(円)	摘 要
本業務費								
	しき搬出業務							
		1.新浜ポンプ場						
		直接作業費						
			ダンプトラック運転工	時間	2.48			(2t積みダンプトラック)
			普通作業員	人	0.31			
			小 計					【直接作業費】
		間接業務費						
			現場管理費	式	1.00			
			小 計					【間接業務費】
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1.00			
			小 計					【一般管理費等】
			計					新浜ポンプ場
		2.中央ポンプ場						
		直接作業費	ダンプトラック運転工	時間	2.48			(2t積みダンプトラック)
			普通作業員	人	0.31			
			小 計					【直接作業費】
		間接業務費						
			現場管理費	式	1.00			
			小 計					【間接業務費】
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1.00			
			小 計					【一般管理費等】
			計					中央ポンプ場

本 業 務 費 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
		3.中継ポンプ場等						
		直接作業費	ダンプトラック運転工	時間	6.90			(2t積みダンプトラック)
			普通作業員	人	0.86			
			小計					【直接作業費】
		間接業務費						
			現場管理費	式	1.00			
			小計					【間接業務費】
		一般管理費						
			一般管理費等	式	1.00			
			小計					【一般管理費等】
			計					中継ポンプ場等
		4.松永浄化センター						
		直接作業費	ダンプトラック運転工	時間	1.59			(2t積みダンプトラック)
			普通作業員	人	0.19			
			計					【直接作業費】
		間接業務費						
			現場管理費	式	1.00			
			小計					【間接業務費】
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1.00			
			小計					【一般管理費等】
			計					松永浄化センター



福山市上下水道局

2026年度

業務名称 松永浄化センター外スクリーンしき搬出業務委託

図面番号 1 / 1 縮尺 NON